

若桜町過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

鳥取県八頭郡若桜町

目 次

1 基本的な事項

(1) 若桜町の概況	1
ア 本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 本町における過疎の状況	1
ウ 本町の社会的経済発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 若桜町行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
〈移住・定住〉	11
〈地域間交流〉	12
〈人材育成〉	12
(2) その対策	12
〈移住・定住〉	12
〈地域間交流〉	12
〈人材育成〉	13

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
〈農業の振興〉	13
〈林業の振興〉	13
〈商工業の振興〉	14
〈観光の振興〉	14
(2) その対策	14
〈農業の振興〉	14
〈林業の振興〉	15
〈商工業の振興〉	15
〈観光の振興〉	15
(3) 計 画	16
(4) 産業振興促進事項	16
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	17

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計 画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17

5 交通施設の設備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	1 8
〈道路〉	1 8
〈交通〉	1 8
(2) その対策	1 8
〈道路〉	1 8
〈交通〉	1 9
(3) 計 画	1 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 1

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	2 1
〈水道施設〉	2 1
〈下水処理施設〉	2 1
〈廃棄物処理施設〉	2 1
〈消防施設〉	2 1
〈公営住宅〉	2 2
〈空き家〉	2 2
(2) その対策	2 2
〈水道施設〉	2 2
〈下水処理施設〉	2 2
〈廃棄物処理施設〉	2 2
〈消防施設〉	2 2
〈公営住宅〉	2 3
〈空き家〉	2 2
(3) 計 画	2 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 3

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	2 3
〈子育て施策の振興〉	2 3
〈高齢者及び障がい者施策の振興〉	2 4
(2) その対策	2 4
〈子育て施策の振興〉	2 4
〈高齢者及び障がい者施策の振興〉	2 4
(3) 計 画	2 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 5

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	2 5
(2) その対策	2 6
(3) 計 画	2 6

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	2 6
(2) その対策	2 7
(3) 計 画	2 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 8

1 0	集落の整備	
(1)	現況と問題点	2 8
(2)	その対策	2 8
(3)	計 画	2 8
1 1	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	2 9
(2)	その対策	2 9
(3)	計 画	2 9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 0
1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	3 0
(2)	その対策	3 0
(3)	計 画	3 0
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 1
	事業計画（令和 3 年度～7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	3 2

若桜町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 若桜町の概況

ア 本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は鳥取県の東南端に位置し、兵庫・岡山両県の県境と接している。東西に14.1 k m、南北に22.7 k mあり、総面積は199.18 k m²を有しているが、その95%は山林などで占められている。人口は3,269人（平成27年国勢調査）、人口密度は16.4人/k m²である。

地勢は、北に扇ノ山、東に氷ノ山、西から南にかけては東山や三室山といった1,000mを超える中国山地の急峻な山々が周囲を囲んだ山間地で、これらを源泉とする大小10数本の河川が合流して八東川となり、千代川へ注いでいる。また、氷ノ山一帯は豊かな自然が残されており、ブナの自然林や高山植物、ヤマネ、イヌワシなど貴重な動植物が生存しており、国定公園に指定されている。

気候は、山陰地方特有の低温多雨で、雨量・積雪ともに多く、年間降水量は2,000mm以上、積雪量が多いところで2mを越え、根雪期間は4ヶ月にもおよぶことがある。

本町の中心地は、昔は若桜宿と呼ばれ城下町、宿場町として交通の要路、地方物資の集散地として発展してきた。明治42年4月に若桜村・赤松組合村・菅野村が合併して若桜町となり、さらに昭和29年に若桜町と池田村が合併して現在の本町となった。

集落は、大字若桜を中心市街地とし、八東川とその支流流域の標高215mから620mに散在している。中心市街地は若桜駅を中心とした半径約1 k mにあり、役場のほか、診療所や商店などの主要な施設が位置している。中心市街地から離れた集落は奥深い谷あい位置し、過疎化と相まってコミュニティの脆弱化が顕著に進んでいる。

町の中心から、県東部の中心地である県庁所在地の鳥取市までは、鉄道及びバスにより約50分～60分、自家用車においては、県道河原インター線及び鳥取自動車道の開通により、約40分で結ばれている。鳥取市は通勤・通学だけでなく、行政活動や商業活動、高度医療の拠点となっており、政治・経済・社会的なつながりも深くなっている。

イ 本町における過疎の状況

本町の総人口は、昭和35年の9,616人をピークに減少し続け、昭和50年までの15年間で27.3%減少している。減少率はその後、昭和50年～平成2年の15年間で14.1%となり、一時的に逓減傾向にあったが、平成2年～平成17年の15年間で27.1%、平成17年～平成27年の10年間で25.3%となり、昭和50年に比べて人口は2分の1近く減少している。

また、0歳～14歳までの人口は、総人口と同様の減少傾向となっているが、減少率は総人口のほぼ2倍となっている。人口流出や出生率の減少によって昭和35年の3,150人をピークに、昭和50年には1,445人に減少し、その後、昭和50年～平成2年にかけて一時的に減少率は逓減したものの、平成17年には459人、平成27年には223人と、激減し続けている。

昭和35年に21.9%であった15歳～29歳の若年者比率は、平成27年には9.7%と減少している。これは、就業場所が町内から中心市に移行し、利便性を求めて中心市へ流出する者が増えたため等であり、さらに、地方経済の低迷が、高校・大学など卒業者の町外流出を加速させている。

これに対し、65歳以上の高齢者比率は年々増加し、平成27年には全国高齢者比率の26.6%を大幅に上回る45.2%となったが、実数は減少しており、今後も緩やかに減少していく傾向にある。

平成18年～令和2年の過去15年間で、町営住宅の増設、公共下水道や簡易水道施設の整備、特産物販売施設や木質バイオマス関連施設の整備、町道・林道の改良、観光施設整備、第三セクター若桜鉄道の上下分離移行・路線バス維持、通信鉄塔・地域情報通信基盤施設の整備、小中一貫校開設に係る校舎や給食センターの整備など、生活環境の整備や産業、交通・通信体系の整備、教育施設の充実を行い、都市部との格差是正に努めてきた。

今後は、生活環境や産業の基盤整備はもとより、生活路線の維持、福祉環境の整備、教育の充実と人材の育成、雇用の拡大など過疎地域がかかえる課題の解決に取り組むほか、本町の恵まれた自然環境、文化・歴史遺産など、中山間地域の特性を活かした観光やアウトドアなど、交流施策の積極的な展開と移住定住を促進し、地域の活性化を図る必要がある。

ウ 本町の社会的経済発展の方向の概要

産業構造は時代の流れとともに変化しており、農業は、担い手不足や高齢化による生産力の弱体化により、昭和35年には44.1%(2,112人)あった第1次産業就業人口比率は、平成27年には13.0%(198人)と、10分の1近くにまで落ち込んでいる。

また、建設業・製造業で構成される第2次産業就業人口比率は、高度成長期の設備投資などによる国内需要にも助長され、昭和55年には41.3%(1,576人)まで増加したが、その後、徐々に減少傾向を見せ、近年は28.3%(433人)となっている。

これに対し、サービス業などで構成される第3次産業就業人口比率は、平成27年には58.0%(886人)と昭和35年の24.6%(1,178人)に比べて割合は約2.3倍に増加している。(表1-1(3)を参照)

本町の商業は、消費者ニーズの多様化や鳥取市郊外への大型店の進出により、町内での購買率は低下し、商店の老朽化や後継者の不在により商店数も減少している。

また工業は、製材業や下請けの縫製、電機部品などの事業所があるが、大半は零細企業で、長引く景気の低迷により経営や就労環境は厳しい状況にある。

今後は、中山間地域がかかえる諸課題の解決と少子・高齢化に対応するため、医療の確保と福祉の充実、生活交通の維持確保、高度情報化の推進、雇用の拡大、子育て支援と教育の充実を図り、若者の定住促進と住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることが必要である。

また、本町には「氷ノ山後山那岐山国定公園」に代表される自然環境や古くから城下町・宿場町として栄えた歴史のある景観と伝統文化、昭和初期の開業当時のまま残された鉄道遺産など、多くの観光資源がある。これらの資源を有効に活用し、観光客のニーズに沿った魅力ある観光施策を講じ、人が集まり賑わいのあるまちづくりの整備と、観光と連携した地域産業の振興を図っていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、平成27年国勢調査では3,269人、令和3年3月31日現在(住民基本台帳)は2,988人と年々減り続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和27年には1,266人と激減が予想されている。

年齢階層別に見ると、0歳～14歳の年少人口比率は平成27年国勢調査で6.8%であり、少子化の影響は深刻で、年間の出生数が減少していることから、令和2年国勢調査ではさらに減少することが予想される。また、15歳～64歳の中堅層も、町外への流出により減少傾向である。

一方、65歳以上の人口は年々増加しており、平成27年国勢調査で45.2%と全体の半分近くを占めている。令和2年国勢調査では概ね同様の結果になることが予想される。

男女別で見ると、男性に比べて女性の割合が若干高い状態のまま推移している。

産業構造は、平成27年国勢調査によると第1次産業が13.0%、第2次産業が28.3%、第3次産業が58.0%となっている。第1次産業である農林業や第2次産業である建設業・製造業を取り巻く環境は依然厳しく、今後も第3次産業への流出が続くと考えられる。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

単位：人・%

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	9,616	6,989	△27.3	6,004	△14.1	4,378	△27.1	3,269	△25.3
0歳～14歳	3,150	1,445	△54.1	1,039	△28.1	459	△55.8	223	△51.4
15歳～64歳	5,729	4,639	△19.0	3,682	△20.6	2,318	△37.0	1,569	△32.3
うち15歳～ 29歳(a)	2,105	1,339	△36.4	860	△35.8	554	△35.6	318	△42.6
65歳以上(b)	737	905	22.8	1,283	41.8	1,601	27.8	1,477	△7.7
(a)／総数 若年者比率	21.9	19.2	—	14.3	—	12.7	—	9.7	—
(b)／総数 高齢者比率	7.7	12.9	—	21.4	—	36.6	—	45.2	—

表1-1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)

単位:人・%

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	5,214	—	4,690	—	△10.0	4,072	—	△13.2
男	2,505	48.0	2,249	48.0	△10.2	1,921	47.2	△14.6
女	2,709	52.0	2,441	52.0	△9.9	2,151	52.8	△11.9

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		3,539	－	△13.1	3,078	－	△13.0
男 (外国人住民除く)		1,681	47.5	△12.5	1,470	47.8	△12.6
女 (外国人住民除く)		1,858	52.5	△13.6	1,608	52.2	△13.5
参 考	男 (外国人住民)	0	0	－	4	0.1	－
	女 (外国人住民)	33	0.9	－	23	0.7	△43.5

表1-1 (3) 人口の見通し(若桜町人口ビジョン)

年齢3区分別人口の推移

単位:人

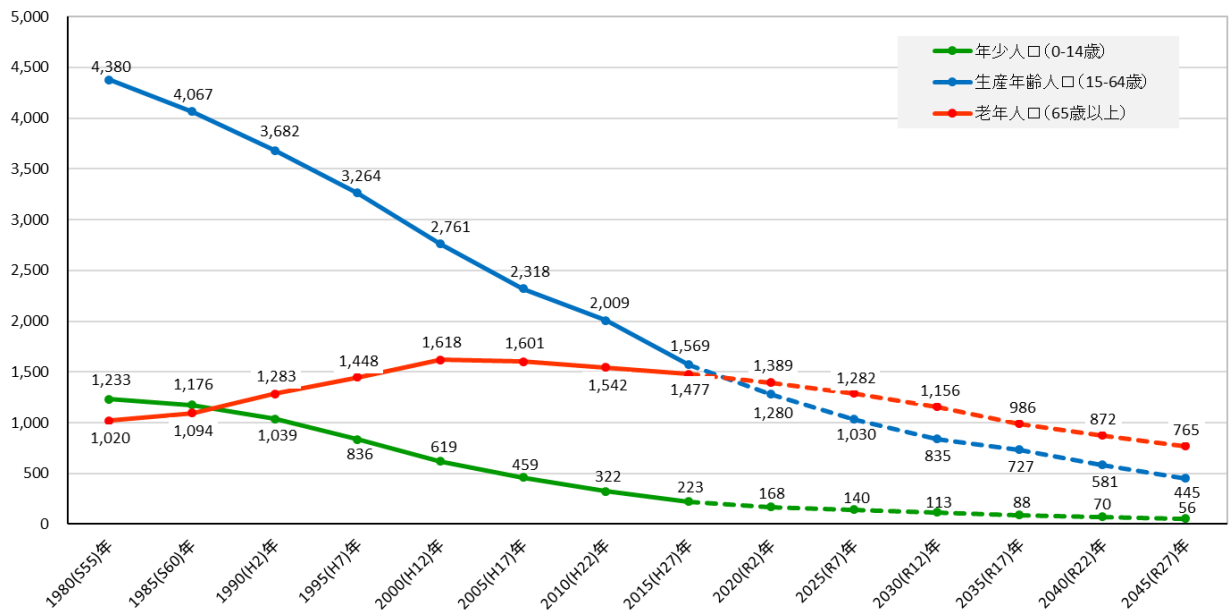


表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

単位：人・％

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	4,789	4,119	△14.0	4,163	1.1	3,886	△6.7	3,816	△1.8
第1次産業 就業人口比率	44.1	40.4	－	31.8	－	24.6	－	19.1	－
第2次産業 就業人口比率	31.3	28.1	－	35.1	－	37.3	－	41.3	－
第3次産業 就業人口比率	24.6	31.5	－	33.1	－	38.1	－	39.6	－

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	3,525	△7.6	3,238	△8.1	3,065	△5.3	2,526	△17.6	2,059	△18.5
第1次産業 就業人口比率	19.2	－	17.4	－	20.5	－	16.2	－	16.2	－
第2次産業 就業人口比率	40.6	－	41.0	－	39.2	－	37.4	－	32.1	－
第3次産業 就業人口比率	40.2	－	41.6	－	40.3	－	46.4	－	51.7	－

区 分	平成22年		平成27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	1,673	△18.7	1,528	△25.8
第1次産業 就業人口比率	11.6	－	13.0	－
第2次産業 就業人口比率	32.2	－	28.3	－
第3次産業 就業人口比率	56.2	－	58.0	－

（３）若桜町行財政の状況

本町は平成の大合併の際に単独存続の道を選択した。このため、事務・事業の見直しを行う行政改革で職員数の抑制を図り、平成 12 年 4 月 1 日現在で 85 人（普通会計 78 人、公営企業等会計 7 人）いた職員数が 8 年後の平成 20 年 4 月 1 日現在には 66 人（普通会計 58 人、公営企業等会計 8 人）となった。しかし、その後は、地方分権や住民ニーズの多様化・複雑化などに対応し、組織力の維持強化を図るための計画的な職員補充を実施しており、令和 3 年 4 月 1 日現在の職員数は 75 人（普通会計 70 人、公営企業等会計 5 人）となっている。

また、人件費は平成 17 年度から特別職報酬等の削減等に取り組み、平成 12 年度決算で 7 億 6,989 万円あった普通会計の人件費は、平成 20 年度決算では 5 億 1,016 万円まで減少した。しかし、その後の計画的な職員補充により、令和 2 年度決算は 7 億 2,599 万円となっている。

財政のゆとりを示す財政力指数は、昭和 59 年度の 0.221 をピークに行政サービスの拡充に伴う基準財政需要額の増加により近年は減少傾向にあり、令和 2 年度決算は 0.134 となっているが、依然として地方交付税や臨時財政対策債、国・県支出金に大きく依存した財政構造となっている。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、近年 5 年間は増加に転じており、財政構造の弾力性の確保に努める必要がある。

財政健全化判断比率の一つである実質公債費比率は、平成 20 年度は 19.0%で地方債の発行に県の許可を要する 18%を超えていたがその後は減少し、令和元年度は 6.8%となっている。今後も過疎対策事業債を有効に活用し、財政負担の軽減を図ることになっている。

本町は地方交付税や臨時財政対策債の動向によって財政運営に大きな影響を受ける構造であるが、これらの財政指標の数値から分析すると、財政運営は全般的に改善傾向にあると推測する。

公共施設整備などについては表 1-2(2)が示すとおり、昭和 45 年度末に比べ市町村道の改良・舗装、水道の普及、水洗化など住環境の整備は進んでいる。しかし、施設の老朽化や未利用が見られ、今後は統合や長寿命化、遊休施設の有効活用などに取り組む必要がある。

病院、診療所の人口千人当たりの病床数は、昭和 45 年度末の 0.3 床／千人から平成 12 年度末には 3.7 床／千人まで増加したが、平成 20 年度以降は一般診療施設から老人保健施設への移行により病床数は 0 となっている。救急医療体制や高度医療、小児科などは、鳥取市内の病院に依存しなくてはならないため、地域医療施設との連携がますます重要となっている。

表 1－2 (1) 市町村財政の状況

単位：千円

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	4,168,809	3,691,606	3,869,376
一般財源	2,214,691	2,305,706	2,228,854
国庫支出金	989,454	400,484	297,568
都道府県支出金	342,973	299,528	397,494
地方債	283,287	281,273	460,313
うち過疎債	97,100	177,200	245,800
その他	338,404	404,615	485,147
歳出総額 B	4,017,673	3,404,619	3,624,294
義務的経費	1,157,805	1,135,528	1,195,136
投資的経費	1,191,361	585,577	802,248
うち普通建設事業	1,191,361	585,497	578,014
その他	1,668,507	1,683,514	1,626,910
過疎対策事業費	119,426	298,719	355,600
歳入歳出差引額 C(A-B)	151,136	286,987	245,082
翌年度へ繰越すべき財源 D	57,182	108,428	36,672
実質収支 C-D	93,954	178,559	208,410
財政力指数	0.138	0.130	0.134
公債費負担比率	13.2	11.2	13.2
実質公債費比率	15.1	6.4	6.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.2	81.3	88.5
将来負担比率	19.4	—	—
地方債現在高	3,039,479	3,169,108	3,799,860

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	52.5	59.1	60.9	60.5	63.1
舗 装 率 (%)	58.4	64.9	68.4	69.7	71.0
農 道					
延 長 (m)		3,259	3,259	2,367	2,367
耕地 1 ha 当たり					
農道延長 (m)	45.4	52.0	79.2	—	—
林 道					
延 長 (m)			44,724	44,724	62,581
林野 1 ha 当たり					
林道延長 (m)	11.5	11.5	11.6	—	—
水 道 普 及 率 (%)	93.0	94.2	95.7	95.4	99.0
水 洗 化 率 (%)	12.1	24.4	74.7	75.1	91.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	2.7	3.1	3.7	0	0

（４）地域の持続的発展の基本方針

これまで本町は、公共下水道・集落排水施設整備、融雪施設整備、町営住宅新設などの生活基盤と、ほ場整備、林道改良・作業道の開設、公共交通の維持確保、高速通信網の整備などの産業・交通通信体系の整備、学校施設整備、公園、屋内温水プール、生涯学習施設の整備など、都市部との格差是正と地域発展のために様々な生活環境基盤整備を行ってきた。

しかし、過疎化による人口減少に加え、少子・高齢化による若年者比率の減少と高齢者比率の大幅な増加により、農林商工業の後継者不足をはじめ、高齢者世帯、独り暮らし老人世帯の増加などにより、集落の維持が困難になりつつあるなど、多くの問題を抱えている。

時勢は地方創生の時代を迎えており、急速な人口減少に歯止めをかけ、本町の歴史的、地理的資源や特性を認識しながら、これまでの取り組みに加え、今後必要と考えられる施策を充実させることにより、活力ある地域であり続けることを目指し、地域に誇りを持って住みやすい、持続可能な地域社会のまちにしていける必要がある。

本町の将来に向け、すべての住民が「豊かな自然と歴史・文化のなかで一人ひとりが元気に輝くまち」を目標に、住民一人ひとりがまちづくりの主役となり、豊かな自然と歴史と文化を継承しながら、安心して快適に暮らし、魅力あふれるまちをつくることが重要である。

今後、人口の減少と少子・高齢化が進む中で、安心・安全な生活環境が求められており、上下水道の適切な管理と道路の環境整備、光ファイバー網を活用した高度情報化の推進と行政サービスの向上、バスや鉄道といった生活路線の維持確保など、ライフラインの整備とサービス向上、さらに、基幹産業である農林業の維持と発展を図るとともに、少子・高齢化社会に対応すべく高齢者福祉や子育て支援を重点にした福祉施策と地域医療の充実、学校教育と生涯学習の充実に取り組み、安心して快適に暮らせるまちづくりを促進する。

また、本町が有する自然環境、貴重な文化歴史遺産や伝統芸能、農村景観などの地域資源を有効に活用して、観光客の誘致と特産品の開発支援を関係機関と連携して促進し、雇用の創出や起業化など地域の活性化と魅力あるまちづくりを構築するとともに、過疎地域が持続的な発展をしていくために、個性豊かで創造性豊かな人材の育成や地域住民が主体となって協働・参画したまちづくりの体制を整え、各集落でお互いが支え合うまちづくりの推進と集落のコミュニティ組織の充実を図る。

令和3年3月には、持続可能なまちづくりに向けて、SDGsの概念やSociety5.0の実現、新型コロナウイルス感染症対策などの新たな観点も取り入れた「第2期若桜町総合戦略」を策定しており、基本的方向や人口減少対策・交流人口増加の施策は過疎地域における課題解決に向けた取組として重要であり、計画的に取り組む必要がある。

さらに、鳥取市、岩美町、智頭町、八頭町、若桜町、兵庫県新温泉町及び香美町で「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携協約」を締結し、1市6町による因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の活性化・持続的発展を目指して取り組みを進めている。今後も、産業や観光・地域資源を活用した地域経済成長や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化など、圏域としての魅力を高めて持続可能な地域社会にしていくため、それぞれが役割分担し、あらゆる分野で連携していくことが必要である。

《基本施策》

- ① 「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携協約」に基づき、役割分担、連携を強化し、人口定住のために必要な生活機能を確保する。
- ② 国際交流や地域間交流を通じて見聞を広めるとともに、自分のまちに誇りをもち、地域を先導する人材の育成と経済交流の活性化を図る。
- ③ 農林業の基盤整備と農林道の効率的な整備を行いながら、担い手の確保・育成、経営形態の複合化、加工施設の有効活用を図り、生産振興や特産品の開発を進める。
- ④ 商工業の経営近代化や経営体質の強化を支援しながら、既存企業の充実と新規創業の支援により雇用の拡大を図る。また、観光事業と連携した地場産業の振興に努める。
- ⑤ 自然環境の保全と調和を図りながら、氷ノ山自然ふれあいの里を拠点とした自然の魅力とスポーツ・レジャー施設の充実、若桜鉄道をはじめとする歴史・文化遺産を活用した観光施策を構築し、賑わいのあるまちづくりと地域経済の活性化を促進する。
- ⑥ 移動通信铁塔施設や光ファイバー網の維持管理を通じて、情報化を推進し、ICT技術を活用した行政サービスを促進する。
- ⑦ 国道・県道の計画的な整備の促進を要望するとともに、除雪対策の充実を考慮しながら町道の適正な管理と整備を進める。
- ⑧ 高齢者の通院や買い物、児童・生徒の通学に必要な公共交通機関の維持確保と、関係機関と連携した利用促進を積極的に推進する。
- ⑨ 水源を有するまちとして環境保全を行いながら、上下水道など生活環境施設の適正な管理に努め、住民の安全・安心と快適に暮らせるまちづくりを促進する。
- ⑩ 周産期から継続した子育て支援施策の充実を図る。
- ⑪ 地域医療施設との連携と既存の保健福祉施設を有効に活用し、幼児から高齢者、障がい者（児）など、それぞれのニーズを把握し、適正なサービスの提供などを行うとともに、地域全体で支えていく環境づくりに努める。
- ⑫ 教育・文化・体育施設の充実と有効活用、学校教育と生涯学習の充実を図り、それぞれの能力が十分に発揮できる学習機会をもうけ、将来を担う人づくりに努める。
- ⑬ 集落の基盤整備と充実、ライフラインの確保を図るとともに、自治公民館組織などの活動を活発化させ、集落機能の充実と活性化を図る。
- ⑭ 地域住民と連携した町並みや文化財の保存、伝統芸能の継承や文化活動などの支援を推進する。
- ⑮ 若桜町の自然を活用した再生可能エネルギーの利用を推進する。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、持続的発展に関する目標として以下のとおり設定する。

目標指数	現 状	目 標
目標人口	2,868人 (令和2年度)	2,619人 (令和7年度)
出生数	12人 (令和元年度)	15人 (令和7年度)
社会増減数	△24人 (令和元年度)	△12人 (令和7年度)

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

地域の持続的発展のための基本目標に対して、毎年度達成度の評価を行うとともに、各施策分野については、着実な計画の推進を図るため事業の進行管理と実施内容について定性評価を行う。評価した結果については、議会へ報告するとともに町ホームページで公表する。

（７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要がある。上記の取り組みを推進するために、以下の３本の柱を基本的な方針として具体的な方策に取り組んでいく。

① 施設の最適化

今後の社会情勢や施設の利用状況、ニーズの変化等を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設配置・数量となるよう縮減も踏まえた最適化を図る。

② 効率的な利活用

未利用財産の貸付など、過去にとらわれない柔軟な発想で施設の有効活用や利用率向上を図る。また、PPP や PFI 等の民間活力の導入、省エネ対策の実施により、維持管理費の削減を図る。

③ 長寿命化の推進

計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を推進するとともに、財政面での負担の平準化を図る。特にインフラ施設は住民にとって重要な社会基盤であり、将来にわたり安全かつ安心して利用できるよう、適切な保全を行う。

イ 過疎地域持続的発展計画における考え方との整合性

本計画では、「若桜町公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎地域の持続的発展に必要となる事業を適切に実施する。

２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

〈移住・定住〉

田舎暮らしへの関心の高まりや災害への懸念等から、移住相談件数は増加している。また、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、子育て世代を中心とした若年層の田舎暮らしへの関心は高まっており、若桜町においても若年層の相談割合が増えている。これは、単なる自

然豊かな山間の田舎町というだけでなく、「子育て支援」、「教育環境」という特色を打ち出していることが、ひとつの要因であると思われる。

一方で、民間の賃貸アパート等が少ないなど、住居環境は良好とは言えないのが現状である。加えて、近年は人口減少により空き家が増加しているが、活用可能な物件は限られており、紹介できる空き家が不足している状態である。今後は、移住希望者に紹介できる空き家の確保ができるよう、空き家所有者へ売却・賃貸活用の推進や、空き家改修の支援を引き続き行っていくほか、PFIによる賃貸住宅等の整備を推進する。

また、移住者に限らず若年層世帯においては子育てを終えると転出する世帯も多いため、定住につなげる取組を進める必要がある。

〈地域間交流〉

本町は、恵まれた自然環境、観光資源、文化歴史資源などを有しており、これらの資源を産業・観光・福祉・文化・教育など様々な分野で活用していくことが、地域の活性化や持続的な発展には不可欠である。諸分野での基盤・体制整備を進めると同時に、都市や近隣市町村との連携を深め、人的、経済的側面での交流を促進し、交流人口の増加、関係人口の拡大、移住・定住につなげていく必要がある。

また、地域間交流や国際交流事業などを積極的に行い、本町の将来を担う人材の育成に継続して取り組むとともに、行政主導の交流から持続可能な民間交流へつなげる仕組みづくりと必要な支援制度及び支援体制の確立を図り、地域の活性化へとつなげていく必要がある。

〈人材育成〉

人口減少や高齢化、ライフスタイル・勤務体系の多様化などから、地域の連帯感や社会参加活動が薄れてきており、地域コミュニティの弱体化が危惧されている。今後は、それぞれの地域が自己判断と責任を持ち、それぞれの能力が発揮できるような地域組織の仕組みづくりを進めるとともに、各種団体などの地域活動を支援することが必要である。

また、地域の再生と持続的な発展のため、他地域との人的交流、高齢者の経験や技能を活かした交流活動、出会いの機会の創出（婚活事業）、また、官学連携による大学等の地域参加を通じた技術やノウハウを活用した地域の活性化や人材の育成を推進し、人口減少に歯止めをかけていくことが必要である。

（２）その対策

〈移住・定住〉

- ① 都市部の移住相談会への参加やオンライン相談を活用し、移住者の増加を図る。
- ② 空き家の活用に係る整備を推進する。
- ③ 移住定住・交流センターの効果的な運用を図るとともに、情報発信を行いながら移住者の地域定着を支援する。
- ④ 移住者や若年層世帯の定住に向けた取組を推進する。
- ⑤ PFI（民間の資金や技術力等を活用し公共事業を推進）による賃貸住宅等の整備を推進する。

〈地域間交流〉

- ① 自然や農林産業などの恵まれた資源を生かした事業の展開や観光農園整備などについての研究を行い、都市と農村との交流を推進する。
- ② 蒸気機関車の譲渡譲受を機に始めた兵庫県多可町や福井県若狭町、東京都武蔵野市などとの地域間交流、台湾横山郷や韓国江原道平昌郡等との国際交流など、人的交流や経済交流を積極的に進め、まちの将来を担う人材の育成と地域産業の活性化を図る。

- ③ 関係機関、都市や近隣市町村と連携を図りながら人的交流を深め、交流人口の増加、関係人口の拡大、移住・定住を促進する。

〈人材育成〉

- ① 地域住民、各種団体・グループなどによる活動を支援して、まちづくり活動を推進する組織やリーダーなどの人材育成に努める。
- ② 他地域との人的交流や交流事業を推進し、人づくりやまちづくりに活かすよう努める。
- ③ 近隣市町村と連携しながら、出会いの機会の創出（婚活事業）を推進する。
- ④ 官学連携による地域の活性化や人材の育成を推進する。

3 産業の振興

（１）現況と問題点

〈農業の振興〉

過疎化に伴う農家人口の減少、農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害など本町の農業を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、耕作放棄地・遊休農地の増加に歯止めがかからず、このような状況による生産意欲の減退も危惧されている。

このような状況の中、一部に規模拡大や集落営農の組織化等の動きもあり、「若桜町農業再生協議会水田フル活用ビジョン」をもとに農地の有効活用、担い手への農地集積、認定農業者・集落営農組織の育成、農業受託経営事業体の組織化を推進し、持続可能な農業の再構築を図る必要がある。

また、鳥獣被害対策は生産意欲の減退だけでなく地域環境保全にとっても喫緊の課題となっており、畦畔管理の軽減策や老朽化しつつある農業施設の更新などと合わせ、集落の環境整備や農地を守る取り組みを積極的に推進する必要がある。

今後、生産調整の廃止やTPPなど、大きな転換期を迎え、農畜産物の市場開放、輸入農畜産物との競合に向け、若桜米のブランド化をはじめ、地域の特性を活かした高付加価値の農畜産物の特産品化を図ることが必要である。

〈林業の振興〉

本町の総面積の95%を占める森林を基盤とする林業は、木材市場価格の低迷に伴う生産意欲の減退などによる林業従事者の減少や未整備林の増加を招き、生産量は低迷が続けてきたが、森林資源が熟成する中、八頭中央森林組合への加入や木材生産組織化を契機として若桜材の流通体制が再構築され、保育施業から木材利用へと本格的な転換をむかえつつある。

本町では平成21年を林業改革元年と位置付け、今後、森林の持つ多面的機能を発揮しつつ基幹産業としての林業を確立させるため、林業経営意識の向上と木材を搬出するための環境整備や若桜材の需要拡大を積極的に展開している。

さらには、林業の成長産業化の実現に向けて、町や森林組合、森林所有者等の役割を明らかにし、森林づくりに関する施策の計画的な推進を目指している。また、木質バイオマス資源の需要の高まりに対応した環境整備を推進しつつ、地域循環型社会の推進を目指している。

これらの施策を推進するために、森林境界の明確化や生産拡大に向けた支援、作業量の増加に伴う機械化の推進、素材生産技術の伝承や担い手の育成など拡充して取り組む必要がある。

〈商工業の振興〉

本町の商業は小規模な個人経営が大半で、経営者の高齢化と後継者不足は深刻化している。消費者ニーズの多様化や鳥取市などへの購買流出、インターネット販売の拡大などにより、地元での購買率は低下し、廃業する事業者も後を絶たない状況にある。

一方、地域おこし協力隊や新たなニーズを捉えた個人事業主の新規創業の動きもあり、これらを支援するための制度も拡充し、商店街の賑わいを取り戻すために商工会と連携して、魅力ある持続可能な商店街づくりを推進している。

今後は、地元の観光資源と関連した土産品の開発や既存商品の磨き上げ、地域特性を活かした商品づくりなど観光主体型の経営転換も推進していく必要がある。

工業においても大半が零細企業で厳しい経営状況にあり、依然として労働者の確保は厳しい状況にある。運転資金や設備資金など商工会や金融機関と連携して、各種制度の活用を促すとともに、商工会と連携した経営指導の強化が必要である。

誘致企業についても経営状況の把握に努め、新たな若者の雇用確保対策が重要である。また、遊休施設や空き家等を活用し近年関心の高まっているワーケーションやサテライトオフィスなどの誘致による雇用促進についても取り組むことが必要である。

〈観光の振興〉

本町には、中国地方において大山に次ぐ高峰「氷ノ山」があり、その麓には「わかさ氷ノ山スキー場」「氷ノ山高原の宿氷太くん」「氷ノ山自然ふれあい館響の森」などの施設があり、地域の活性化に寄与してきた。

しかし、観光客のニーズの多様化やスキー人口の減少などにより年々観光客も減少し、特にスキー場の来客数は平成3年の約9万人に対して、近年は約3万人程度で推移している。

鳥取砂丘など鳥取県内を訪れる観光客は増加しており、本町に呼び込む施策の展開が必要である。

本町の主たる観光地である氷ノ山については、アウトドア志向の高まりに対応した環境整備や登山道・トレッキングコースの充実を図るとともに、グリーンシーズンにおけるゲレンデの利活用を推進し、冬期のスキー客依存の観光からオールシーズン型の集客活動を展開する必要がある。

また、若桜鉄道や駅構内の鉄道遺産、カリヤと蔵通り、鬼ヶ城跡など多くの文化財が点在する若桜宿では観光客の増加が見られる。若桜宿内の若桜地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、今後、宿内観光入込客数10万人を目指すとともに、若桜宿外に点在する不動院岩屋堂や郷土文化の里、大鹿滝などにおいても積極的な観光施策を推進する必要がある。

時事変化する観光客のニーズを的確に捉えながら、瞬時に対応できる体制強化と観光商品の開発、人材育成、観光サービスの向上に努め、さらに、関係機関や近隣の市町村と広域連携を図りながら、情報共有と発信を積極的に行うことが重要である。

（２）その対策

〈農業の振興〉

- ① 新規農業者などの掘り起こし、育成を図る。
- ② 営農指導の強化を図る。
- ③ 認定農業者や農業経営受託組織、集落営農組織の育成を図る。
- ④ 日本型直接支払制度、農地中間管理事業、共生の里加速化推進事業などの制度を活用し、農地の保全に努める。
- ⑤ 棚田の保全に努める。
- ⑥ 老朽化した農業用施設等を改修し、維持管理コストの軽減を図る。
- ⑦ 鳥獣被害防止のための侵入防止柵支援や捕獲を推進する。

- ⑧ 効率的な集荷・加工・販売システムを構築し、特産品化を図る。
- ⑨ 堆肥利用を促進し、環境保全型農業を推進する。
- ⑩ 特産物の産地化、加工農産物の研究開発を支援し、農業所得の向上を目指す。
- ⑪ 有害駆除で捕獲した猪、鹿等を活用し、加工品等の研究開発、販路開拓を推進する。

〈林業の振興〉

- ① 森林資源の換金化による森林所有者の所得向上や若桜素材生産共同体を中心とした地場産業のフル稼働による地域経済の活性化を目指す。
- ② 森林の財産管理意識と施業意欲を向上させるため、森林境界の明確化を推進する。
- ③ 低コスト林業と資源の積極的利用を図るため、作業道及び林道の整備、林業機械の導入などを行い、施業の集約化を進めながら林業従事者の確保と労働条件の改善、後継者の育成に努める。
- ④ 町内製材工場を主体とした木材の流通体制を構築するため、産直体制の確立、高次加工施設整備及び製材品の販路開拓を図る。
- ⑤ 木質バイオマス資源の地域内循環システムの構築及び森林空間や環境価値の利活用に取り組む。
- ⑥ 特用林産物の生産振興に努める。

〈商工業の振興〉

- ① 町と商工会が連携して、観光主体型経営の転換や観光商品の開発などの支援を行い、商店の強化を図る。
- ② インターネット販売への参入を支援し、購買者の拡大を図る。
- ③ 農商工連携による地場産業の振興を図り、各産業の強化を目指す。
- ④ 新たな起業の支援や遊休施設、空き家等の活用を積極的に推進し、雇用の確保に努める。
- ⑤ 商業振興施設の整備を推進する。
- ⑥ 旧戸倉トンネルを活用した新商品の開発、高付加価値化を推進する。
- ⑦ 関係機関・団体と連携して、新たな特産品の開発と販路開拓を推進する。
- ⑧ 持続可能な商工業の推進に努める。

〈観光の振興〉

- ① 既存観光商品の高付加価値化と新たな観光資源の発掘を、関係団体と一体となって取り組む。
- ② 近隣の市町村と広域連携を図りながら、より効果的な観光の情報共有と発信を積極的に行い、観光客の増加に努める。
- ③ 他の観光地や観光客の動向、ニーズを調査し、観光客のニーズに対応した観光施設の整備と満足度の高い観光サービスの提供に努める。
- ④ 専門知識を有する人材の育成と関連団体の連携強化を図りつつ、受け入れ体制の強化を図る。
- ⑤ 観光商品やイベントの積極的かつ効果的な情報発信を行い、観光客の増加と地域の活性化を図る。
- ⑥ 空き家を活用した観光施設の整備を行い、賑わいと観光客の増加に努める。
- ⑦ 地域の自然・歴史・文化の調和が図れたまち並み、景観形成を促進する。
- ⑧ わかさ氷ノ山スキー場のリフト整備等を行い、冬期間の集客を促進する。
- ⑨ 氷ノ山キャンプ場の整備を行うとともに、わかさ氷ノ山スキー場のグレンデ活用を推進し、グリーンシーズンの集客を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 林業	作業道開設補助	森林所有者	
	(4)地場産業の振興 生産施設	木材人工乾燥機導入補助	ウッディ若桜	
	(7)商業 共同利用施設	旧戸倉トンネル活用事業	旧戸倉トンネル 利用促進協議会	
	その他	商業振興施設の整備	町	
	(9)観光又はレクリエーション	高原の宿氷太くんの整備	町	
		わかさ氷ノ山スキー場リフト等整備	町	
		わかさ氷ノ山スキー場管理施設整備	町	
		わかさ氷ノ山スキー場ゲレンデ活用事業	町	
		氷ノ山スポーツ広場の整備	町	
		氷ノ山キャンプ場の整備	町	
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	間伐材搬出補助金 (若桜町産材の有効活用を推進する)	森林組合他	
	商工業・6次産業化	特産品の研究・販路開拓 (商工業者及び農林業者の所得向上とまちの活性化を図る)	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
若桜町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（1）及び（2）に記載のとおり。

(iii) 他市町村との連携

鳥取市、岩美町、智頭町、八頭町、若桜町、兵庫県新温泉町及び香美町の1市6町による因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携協約に基づき、圏域の各自治体と連携することに

より、地域資源を活用した産業や観光などの活性化を推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要となる公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

昭和 59 年に農村情報連絡施設（防災行政無線）を全世帯に設置し、デジタル化対応への整備を行い、緊急情報や町行政、イベントなどの情報提供に役立てている。今後も、これら施設の維持管理が必要である。

また、ブロードバンドや携帯電話については様々なサービス提供が実現しており、住民や社会経済活動に必要不可欠なものとなっている。

今後は、I C T 技術を活用した行政サービスを継続していくとともに、地域の実情に応じた情報化の推進、住民の情報リテラシーの向上を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 光ケーブル網や情報通信機器等の適正な管理を行う。
- ② Wi-Fi エリアの拡大を図る。
- ③ 住民の情報リテラシー向上のための啓発に努める。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	地域情報通信基盤施設整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	光ケーブル網・情報通信機器等維持管理 (災害・行政情報や住民サービスの向上を図るために活用する光ケーブル網等の適正な維持管理を行い、安心・安全なまちづくりを構築する)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要な公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

〈道 路〉

観光の拠点である国定公園氷ノ山のアクセス道路整備として、国道 482 号の畚米地区～兵庫県香美町小代地区間と畚米バイパスが開通して供用開始となり、地域住民及び観光客の交通環境改善に寄与している。

しかし、主要地方道若桜下三河線、県道若桜湯村温泉線の 2 路線は兵庫県との県境が未開通となっており、県境を越えた交流人口の拡大や災害時において孤立集落を出さないためにも、早期整備が急がれる。

谷あいには散在する集落の町道は、緊急車両等の通行が困難な路線や経年劣化により路面の損耗が目立つ路線があるため、計画的に整備を行い、安全な交通確保と地域住民の生活環境向上を図る必要がある。

また、各集落とも高齢化率が高くなっており、人手不足など冬期間における除雪作業が困難となってきたため、新たな除雪対策が必要である。

林道は、水源かん養機能など多面的な機能を維持しつつ、木材の品質維持、流通の合理化を図るため、林道の開設及び適正な林道管理を進める必要がある。

〈交 通〉

若桜鉄道は、平成 21 年 4 月から車両の運行を若桜鉄道(株)、鉄道施設の維持管理を沿線自治体が行い、インフラ整備に係る負担や建設リスクを取り除くことで、円滑な運行を行う上下分離方式へと移行し、観光列車事業等の取り組みによる営業外収入等の増加により、一時的に営業収入は黒字へ転換したが、急速に進む沿線地域の人口減少や高校生の通学パターンの変化、モータリゼーションの進展により、通学定期等の運行収入が減少し、経営は厳しい状況となっている。

また、本町には各集落と中心地を結ぶ町営バスと公共交通空白地有償輸送、デマンドタクシー、本町と鳥取市を結ぶ広域路線バスを運行して、地域住民の輸送手段を確保している。

利用者が減少する中、これらの公共交通機関は地域住民、特に高齢者の通院、買い物や児童・生徒の通学に必要な不可欠な交通機関であるため、利用者のニーズに対応した交通体系の見直しを行うとともに、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携協約」に基づき、沿線市町村や関係機関と一体となって乗車運動を展開し、公共交通を維持確保することが重要である。

(2) その対策

〈道 路〉

- ① 県境を越えた交流人口の拡大や災害時において孤立集落を出さないためにも、関係自治体と連携を図り、早期整備・事業化を要望する。

- ② 町道の新設・拡幅改良及び修繕、消雪施設の改良等を計画的に行い、安全な通行の確保と地域住民の生活環境向上に資する。
- ③ 除雪ドーザー及び小型除雪機の更新と増設を行い、円滑な除雪作業に対応する。
- ④ 木材の品質維持、流通の合理化を図るため、地域の実情にあった適正な林道の整備と管理を行う。

〈交 通〉

- ① 若桜鉄道の存続と収支均衡を図るため、沿線住民の積極的な乗車運動と沿線自治体が連携した利用促進運動を展開する。
- ② 鉄道の安全運行を維持するため、線路・電路などの整備及び適正な保守管理を八頭町と連携して行う。
- ③ 鉄道の収入確保と地域の活性化を図るため、八東駅行き違い施設整備による運行便数の増加を活用し、魅力ある観光列車事業を展開する。
- ④ 沿線自治体が車両を所有し、鉄道のさらなる負担軽減を図る。
- ⑤ 住民生活の利便性を確保するため、広域路線バスや地域路線バス、特急バスを存続する。
- ⑥ 鉄道とバスの連携を図り、住民の利便性向上を図る。
- ⑦ 住民のニーズに対応した路線バスの運行形態・運賃体系・時刻表の見直しを行う。
- ⑧ 地域公共交通の現状や必要性を周知していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道改良事業 町道栃原小学校線ほか改良 L=400m W=4.0m	町	
		来見野線整備事業 L=279m W=4.0m	町	
		町道屋堂羅1号線改良工事	町	
		町道高野5号線改修事業	町	
		町道三倉線改修事業	町	
	橋りょう	橋りょう補修事業	町	
		町道橋梁補修事業 小船橋 L=30.8m	町	
		町道橋梁補修事業 無名3橋 L=8.4m	町	
		町道橋梁補修事業 加地橋 L=4.4m	町	
		町道橋梁補修事業 無名7橋 L=8.7m	町	
		町道橋梁補修事業 長砂橋 L=27.0m	町	
		町道橋梁補修事業 茗荷谷橋 L=23.5m	町	

		町道橋梁補修事業 大野橋 L=21.0m 町道橋梁補修事業 落折橋 L=8.0m 町道橋梁補修事業 無名 19 橋 L=12.2m 町道橋梁補修事業 山鼻橋 L=27.0m 町道橋梁補修事業 馬橋 L=11.7m 町道橋梁補修事業 無名 5 橋 L=10.5m 町道橋梁補修事業 わさび谷橋 L=12.2m 町道橋梁補修事業 巻米橋 L=6.5m 農人町人道橋改修事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
	その他	町道吉川小学校線拡幅事業 L=232.0m W=4.0m 町道水路改修事業 馬場集落内水路改修事業（町道角 谷線） L=17m 岩屋堂地区水路改修工事 町道新町 1 号線ほか消雪施設改良 事業 町道西町 1 号線改良事業（水路） L=100.0m 消雪施設整備事業 町道初谷口線水路改修事業	町 町 町 町 町 町 町	
	(3)林道	諸鹿屋堂羅線開設 県営林道整備負担金 林道改良事業	町 県 町	
	(5)鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両	若桜鉄道施設整備事業 若桜鉄道車両整備事業	町 町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	若桜鉄道の軌道等保守・維持管理 (地域住民の重要な交通手段を担 う鉄道の安全運行を図るもの)	若桜鉄道	
	(10)その他	除雪ドーザーの購入 3 台 小型除雪機購入事業 1 4 台	町 町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要な公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

6 生活環境の整備

（１）現況と問題点

〈水道施設〉

本町の簡易水道施設は 13 施設（25 集落）、飲料水供給施設は 2 施設（3 集落）、専用水道施設は 3 施設（3 集落）で、残り 2 集落が未普及地区となっている。

また、人口の減少と併せて止水率が増加傾向にある現状を踏まえ、ほとんどの施設で老朽化が進み施設の維持管理が人的にも経費面においても難しくなっているため、施設の統合・改修や未普及地区の解消を行う必要がある。

〈下水処理施設〉

本町の下水道事業は、公共下水道施設と農業集落排水施設の整備が完了してから年数が経過しており、施設の老朽化がみられる。公共下水道は長寿命化計画をもとに処理場等の更新及び処理区の統合を計画している。農業集落排水についても同様に更新を行っていく必要がある。

接続率が上がるにつれて河川の水質も改善されてきていることは確かではあるが、公共下水道処理区が 80％程度、農業集落排水処理区が 87％程度の接続率であり、近年は伸び悩んでいる。生活環境の改善を目的の一つとして取り組んできた本事業の効果が最大限得られるよう接続率 100％を目指して住民の意識の高揚を図る必要がある。

〈廃棄物処理施設〉

ごみ処理については、可燃ゴミ・不燃ゴミともに全集落を収集委託方式で行い、不燃ゴミは東部広域行政管理組合「リファレンいなば」で処理を行い、可燃ゴミは令和 3 年度までは鳥取市神谷清掃工場、令和 4 年度からは東部広域行政管理組合の新たな可燃部処理施設「リンピアいなば」で処理を行う。本町では近年人口減少に伴い可燃ゴミ排出量も減少しているが、一人当たりの排出量は減少しておらず、今後も引き続き適正な廃棄物処理の指導とゴミ減量化及び再資源化に取り組む必要がある。

〈消防施設〉

自然災害などから住民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害に対する住民の危機管理意識を高め、防災体制の整備・充実と計画的な防災工事を行うとともに、行政と住民が一体となって災害に強いまちづくりを計画的に進めていくことが必要である。

特に頻度が高い風水害及び土砂災害については、防止を図るための河川改良と治山、治水、造林事業を促進し、消防団並びに自衛消防団での巡視体制の整備・充実を図る必要がある。

さらに、みんなで支え合い・助け合うためにも、集落の状況に沿った自主防災組織の設置を推進する必要がある。

また、消防防災体制では、消防ポンプ自動車 4 台、団員数 59 人、防火水槽 40 基、消火栓

410ヵ所を整備し、消防水利の充足率は95%となっている。集落によっては、自衛消防団を組織して地域の消防防災活動を行っており、小型動力消防ポンプ19台を配備し、初期消火に努めている。今後も設備の整備・充実に努めるとともに関係団体が連携して、火災予防の啓発や迅速な消火体制の確立が必要である。

〈公営住宅〉

若者定住促進対策として平成12年度から平成15年度にかけて町営住宅の建設を行い、24戸の整備を行った。また、平成13年度に宅地造成を29区画行い、低価格での分譲と、平成24年度より定期借地権制度を導入し、定住の促進を図っている。

また、平成26年度には若者向け住宅を2戸、あかまつ団地住宅2棟（4戸）を建築し、若者世帯等の定住化を図っている。しかし、旧来からある95戸の町営住宅は、それぞれの建築年度が昭和39年から昭和58年と、相当の年数が経過しているため、平成27年度から令和元年度にかけて30戸を解体して18戸を新たに建築したところである。今後は、社会情勢を勘案しながら計画的に建て替え及び改修をして入居者の生活環境の向上を図る必要がある。

〈空き家〉

急激に進行する人口減少や高齢化のなかで、空き家問題は全国的に表面化し、深刻となっている。本町においても、空き家問題は大きな課題となっており、景観や防犯、防災面から住民生活に影響を及ぼしている。

今後は空き家等の管理不全の防止や、町内の生活環境の保全、地域の安心安全の確保のため、空き家問題解決に向けた除去や空き家等の利活用を始めとした施策の展開を行っていく必要がある。

（２）その対策

〈水道施設〉

- ① 簡易水道施設など老朽化した施設の改修を行い、安全な水の安定供給に努めるとともに、使用料の統一化を進める。
- ② 簡易水道統合計画及び整備計画をもとに施設の統合や配水管等の更新事業を実施し、安定した水道事業の経営を推進する。

〈下水処理施設〉

- ① 公共下水道及び農業集落排水施設の接続率向上に努める。
- ② 下水道施設の計画的な更新と統合を行い、適正な維持管理に努める。

〈廃棄物処理施設〉

- ① 可・不燃物処理について、収集など効率的な運営を行うとともに、家庭用生ゴミ処理機の購入助成や資源ごみ回収報奨金の支給、ゴミ分別手引書の配布などを行い、ゴミの減量化の啓発や分別収集の徹底に努める。
- ② スtockヤードへの持ち込み品目の追加など、施設の有効利用について検討し、ごみの減量化をさらに推進する。
- ③ 可燃物処理施設の整備を図り、広域でのごみ処理体制を確立する。

〈消防施設〉

- ① 災害に備え、災害物資の備蓄、防災資材・機材を整備する。
- ② 消防ポンプ自動車、小型動力消防ポンプ、消火栓、防火水槽などの計画的な更新、整備を図る。

〈公営住宅〉

- ① 町営住宅を計画的に建て替え・改修し、入居者の生活環境向上と人口流出の抑制を図る。

〈空き家〉

- ① 空き家の件数や建物の状態など、町内の空き家状況の把握に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道整備事業		
		若桜赤松地区簡易水道統合事業	町	
		諸鹿地区取水井新設・配水池更新事業	町	
		岩屋堂地区取水井新設・配水池更新事業	町	
		糸白見・根安地区簡易水道統合事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	若桜浄化センター処理施設改修事業	町	
		若桜処理区マンホールポンプ更新事業	町	
		若桜・菰米処理区統合事業	町	
	(3)可燃物処理施設 ごみ処理施設	可燃物処理施設整備負担金	東部広域	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要な公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

〈子育て施策の振興〉

児童福祉においては、児童を心身ともに健やかに育成することが大きな柱である。本町で

は平成 25 年度に、若桜保育所とわかさ幼稚園を統合し、幼保一体型の認定こども園わかさこども園を開設、翌平成 26 年度には保育料を無償化し、子育て支援に取り組んでいる。

今後は、ゆとりを持って家族がふれあえる時間や人間関係の再構築、学校や家庭、地域が連携を密にし、妊娠期から出産、就園・就学と切れ目のない子育て支援施策の推進が必要である。また、家庭における子育て環境は変化しており、子育てと仕事の両立を支援するとともに、多様化する幼児保育・幼児教育が抱える課題や住民のニーズに対応した子育て支援が必要である。

〈高齢者及び障がい者施策の振興〉

若桜町の総人口に占める高齢者の割合は、人口総数の減少に反比例して増加傾向にあり、平成 22 年国勢調査の 65 歳以上の高齢者人口は 1,542 人（高齢化率 39.8%）であったが、平成 27 年度国勢調査では 1,477 人（同 45.2%）とさらに高齢化が進んでいる。また、全 1,269 世帯のうち、高齢者単独世帯（65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯）が 242 世帯（19.1%）、高齢者夫婦世帯（両方が 65 歳以上である世帯）が 243 世帯（19.1%）と約 4 割を占めている。このような状況の中、令和 3 年 3 月に策定した「高齢者福祉計画・第 8 期若桜町介護保険事業計画」に基づく事業の実施及び在宅医療・介護連携の推進を図り、住みなれた家庭や地域で安心して生活できる環境の整備や高齢者の生きがい・自立支援、地域で生活を支え合うことができる環境づくりによる福祉のまちづくりを進める必要がある。

また、平成 18 年度に高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが一体的に提供される体制を支える地域の中核機関として、若桜町包括支援センターを設置した。高齢者の総合的な福祉サービスが提供されるよう、地域の関係機関と連携するとともに、新たな社会資源の掘り起こしなど、必要な方に必要なサービスが提供できる体制整備が必要である。

（２）その対策

〈子育て施策の振興〉

- ① 社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努める。
- ② 子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子育て家庭への相談、支援体制の整備や経済負担の軽減、多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供など、子どもを産み育てやすい環境づくりに努める。
- ③ 保健センター、わかさこども園、若桜学園など関係機関の連携及び、子育て支援センターを活用し、切れ目のない子育て支援の実施に努める。
- ④ 放課後等における児童の遊びや生活の適切な場を確保し、健全な育成を図るため、放課後児童クラブの充実努める。

〈高齢者及び障がい者施策の振興〉

- ① 介護保険事業計画・高齢者福祉計画及び障がい者計画に基づいて、全ての住民が安心して生活できるよう、総合的に保健・医療・福祉施策を推進する。
- ② 地域福祉センターの機能、行政との連携を一層充実させ、支援を必要とする人に適切なサービスが提供できる体制づくりなどを支援し、在宅福祉の充実を図る。
- ③ 包括支援センターによる地域ネットワークの構築に努める。
- ④ 高齢者の健康づくりや生きがいづくりのため、シルバー人材センターやボランティア活動などへの参加を積極的に推進する。
- ⑤ 介護予防事業に積極的に取り組むとともに、要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう支援を行う。
- ⑥ 包括支援センターを中心に認知症の実態把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及啓発や物忘れプログラムを活用して、認知症の早期発見に努める。

- ⑦ 物忘れ予防教室を実施し、認知症の予防と進行防止対策を行うとともに、認知症サポーターを養成し、地域住民とともに認知症の方や家族を支援する。
- ⑧ 障がい者に対する理解の推進を図るための啓発活動や教育、福祉などを推進し、社会的自立と社会参加を促進する。
- ⑨ 住民一人ひとりが自分自身の役割や責任を的確にとらえ、行政と住民が一体となった社会福祉活動を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	わかさこども園改修事業	町	
	(8)過疎地域自立促進特別事業			
	その他	保育料無償化モデル事業 (子育てしやすい環境を整備し、地域活力の創出を図るもの)	町	
		子育て支援給付金事業 (0歳児の家庭での子育てを支援する)	町	
		三世代居住支援事業 (若者世代の町外への流出に歯止めをかけ、高齢者世帯の解消を図る)	町	
		出産祝い金支給事業 (出生数の向上を図るもの)	町	
	(9)その他	地域福祉センター改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要な公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

若桜町内で開業している医療機関は、内科2医院、歯科2医院、接骨院1医院であり、いずれも若桜宿内に集中しているが、いずれも規模が小さいため、夜間休日時や入院時、産婦人科・小児科などその他専門の診療の場合は、主に鳥取市の医療機関で受けている。また、救急体制については、東部広域行政管理組合消防局若桜出張所が常時緊急体制をとっている。

人口の高齢化、疾病構造の変化及び健康に対する関心の高まりなど、医療需要はますます増大し、多様化している。第1次予防として、保健センターを拠点とした訪問指導や健診、

健康相談などの保健サービスの充実により、生活習慣の改善や予防、疾病の早期発見を進める必要がある。さらに、医療機関との協力体制を一層強化し、疾病予防に向けた取り組みを進めるとともに、患者輸送、診療体制のあり方など地域の実情に応じた対策を講じる必要がある。

(2) その対策

- ① 保健センターを拠点に、住民と密着した健康相談、健康教育などを総合的に進め、住民の疾病予防や早期発見など健康保持増進に努める。
- ② 体力づくり、健康づくり意識の高揚を図るため、住民への啓発活動に努め、健康ポイント事業の推進など、住民一人ひとりが自分にあった健康づくりのための行動変容ができるよう推進する。
- ③ 地域医療機関との連携を図りながら、総合的な保健医療体制の整備に努める。
- ④ 地域医療を維持・存続させるため、関係機関と連携して医師など医療従事者の確保に努める。
- ⑤ 地域医療を存続させるための支援を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療施設等整備事業 医療施設等敷地整備事業	町 町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	医療機器等導入事業 運営費助成事業	町 町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

本町では、「未来を拓く 心豊かで 活力ある人づくり」の教育理念のもと、教育の充実に努めてきた。平成24年度には義務教育9年間の子どもの成長を見つめて支援していくことを重視し、施設一体型小中一貫校「若桜学園」を開校した。平成25年度には、子どもの数の著しい減少の状況を踏まえ、これまでの幼児教育・保育の伝統を大切にしながら、より一層の充実、発展を図るため、幼保連携型の「わかさこども園」を開園した。これにより、幼児教育・保育と学校教育の一貫した教育環境が整った。

しかしながら、平成24年度若桜学園開校時の203名あった児童生徒数は、令和3年度には122名と大幅に減る状況であり、学力の二極化や人間関係の固定化の問題、より広い社会に出てからもたくましく生きる力の育成など小人数の中での教育がもたらす課題も見えてきている。「わかさこども園」と「若桜学園」による0歳から15歳までの一貫した豊かな心と確かな学力をはぐくむとともに、より広い社会でもたくましく生き抜くための豊富な知識と豊かな人間力や対応力を兼ね備えた人材を育成する、より魅力的な教育の推進が求められている。

また、学校・家庭・地域の連携を深めたり、外国語教育及び国際交流を核として国際化に対応できる人づくりを推進することにより、地域の将来を担う人材の育成を図る必要がある。

生涯学習情報館や温水プール、平成 27 年度に竣工した八幡広場など町内社会教育施設、社会体育施設を効果的に活用する事業の展開を図り、住民が気軽に、生涯を通じて主体的に学習・体験できる場と機会、情報の提供に努めるとともに、男女共同参画の社会づくりを推進し、住民の活性化につなげることが重要である。

一方、町民のスポーツを通じた健康づくりへの関心は高まっており、施設の維持管理の適正化を含め、住民のニーズに合った運動を提供できる体制整備が必要である。併せて、少子化によりチームスポーツの部活動やスポーツ少年団等での活動ができにくくなってきており、子どもたちのスポーツ環境を整えていくことも重要である。

(2) その対策

- ① 若桜学園とわかさこども園による一貫した教育環境の整備を行う。
- ② 高校卒業までの 18 年間を見通した教育環境を整える。
- ③ 国際社会に対応できる人材を育成するため、外国語指導助手の受け入れや、学園やこども園における英語教育の充実、国際交流活動を推進する。
- ④ 文化伝承活動、体験学習及び生涯学習など、地域の特性を生かした教育活動を通して地域に誇りを持てる人づくりを推進する。
- ⑤ 住民の学習活動や交流など、地域の交流活動の場として教育施設を開放する。
- ⑥ 住民がうるおいのある充実した生活を送れるよう、生涯学習の拠点である「わかさ生涯学習情報館」の一層の充実と地域住民の活動拠点である公民館の機能強化を図る。
- ⑦ 人権尊重の社会を築くため、住民一人ひとりが、人権に対する正しい理解と認識を深め、人権感覚を養う取り組みを学校・家庭・地域の連携をもとに推進する。
- ⑧ 若桜町男女共同参画プランをもとに住民への啓発を図り、男女共同参画社会づくりに努める。
- ⑨ 住民誰もが楽しめ、交流できるスポーツを推進し、町内社会体育施設の適正な管理のもと、住民の体力づくり、健康づくりに努める。
- ⑩ 体育協会、スポーツ推進委員、若桜クラブ、温水プール等と連携して、スポーツの推進を図る。
- ⑪ 児童・生徒が年間を通してのびのびと学習等に取り組めるよう、若桜学園の施設やスクールバスの整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート	スクールバス購入 3 台	町	
		若桜学園グラウンド整備	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	若桜町公民館池田分館改修事業	町	
	体育施設	若桜町公民館改修事業 若桜町立第 1 町民体育館改修事業	町 町	

	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	通学対策 (就学機会の確保と子育て世帯の 経済的負担の軽減を図る)	町	
	生涯学習・スポーツ	スキー場リフト助成事業 (地域資源を活かし、冬期間の子ども 達の活動を促進する)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要な公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、大小あわせて 39 の集落が八東川とその支流流域に点在している。本町の中心集落の大字若桜は役場や金融機関などの主要機関が集中し、政治、経済、商業の中心地となっている。

昭和 52 年から 53 年にかけて、過疎地域集落移転整備事業で西河内集落 8 戸を大字若桜に移転、また、昭和 53 年から昭和 54 年にかけて小集落地区改良事業で高野集落を整備した。

さらに、近年では若者定住促進対策として、町営住宅 24 戸を大字浅井に整備、大字赤松には 29 区画の宅地造成を行い赤松団地として分譲を行うとともに、町営住宅 8 戸を整備し、若者の定住対策において一定の成果を上げている。

しかし、その一方では、人口の減少や高齢化により、本来集落が果たしてきた生活の基礎的な機能の維持、さらに集落の維持そのものについても困難な事態が予想される。

今後は、集落の実態を踏まえながら、集落の健全な維持のために、集落の基盤整備と充実、中心地までの移動手段など、ライフラインの確保を図るとともに、自治公民館組織などの活動を活性化させ、集落機能の充実と活性化を図る必要がある。また、集落内の支え合い・助け合いの意識向上を図るために、集落での活動に対する支援が必要である。

(2) その対策

- ① 行政職員に集落担当を設け、きめ細やかな行政サービスに努める。
- ② 各集落のリーダーを計画的に育成し、集落の活性化を図る。
- ③ 集落活性化、若者の町外流出抑制、人口減少対策の一環として、定住団地の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	若桜地区宅地造成事業	町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、国指定重要文化財不動院岩屋堂、国指定史跡若桜鬼ヶ城跡をはじめとして、国指定3件、国登録11件、国選定1件、県指定7件、町指定10件の文化財が所在し、その他にも多くの文化遺産を有している。

令和3年には歴史的な町並みの残る若桜宿内が、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、今後さらなる事業の推進や地域住民と連携した町並み保存のための取り組み等が必要である。

また、町指定無形民俗文化財の若桜神社大祭をはじめとした町内に残る伝統芸能の継承や文化活動などの支援も重要である。

今後も地域に残る文化遺産や伝統文化などを町内外に広く発信しながら、保存活用を図りつつ、住民の文化水準の向上や地域づくりにつなげていくことが必要であり、若桜郷土文化の里などの施設のさらなる利活用を図っていく必要がある。

(2) その対策

- ① 町民の文化に対する意識の高揚を図るため、幼少期から高齢者まで芸術文化にふれる機会の充実を図るとともに、それらの活動に対する支援に努める。
- ② 町内にある多くの文化財の保存活用に努め、町内外に広く発信を行う。
- ③ 若桜鬼ヶ城跡保存管理計画を基にした指定地区の保存と整備活用のあり方を検討する。
- ④ 重要伝統的建造物群保存地区に選定された若桜宿内の歴史的町並み保存のため、地域住民と連携した事業を推進する。
- ⑤ 地域に伝わる民俗芸能や伝統行事の保存継承に努めつつ、新たな伝統芸能の創造と担い手の育成に努める。
- ⑥ 若桜郷土文化の里をはじめとする文化施設の適切な管理と利用促進に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝統的建造物群保存地区保存整備事業 (地域住民と連携したまちなみ保存の取り組みを進める)	町	
		指定文化財保存活用事業 (町内に有する文化財の保存活用と、情報発信に努める)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要な公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と課題

町の 95%を占める森林を最大限活用した木質資源の町内循環消費や自然エネルギーの活用は、町民の快適な生活や環境への配慮、新たな雇用機会の創造をもたらす可能性を秘めている。平成 25 年 3 月に若桜町木質バイオマス総合利用計画を策定し、町内における木質バイオマス利用設備の導入や木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築に向けた取組を進めており、これまでに公設民営の宿泊施設や製材工場において、木質バイオマスのエネルギー利用を実現している。しかし、平成 27 年度以降、新たな施設の導入事例はない。一方で、県内 2 箇所に大型の木質バイオマス発電所が建設されたことにより、これらの発電所の燃料供給圏となる本町では、大きな木質バイオマス需要が確保される状況となった。

今後は木質バイオマス利用施設の導入検討や稼働支援のほか、木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築について改めて検討を進める必要がある。また、行政が率先する立場となり、設備の整備を進めるとともに、利点など町民への周知を図り、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー利用等についての取り組みを促進・支援する必要がある。

(2) その対策

- ① 若桜町木質バイオマス総合利用計画に基づき、低質木材のチップ燃料化により高度利用を可能とするバイオマスボイラーを公共施設等へ導入及び稼働を支援する。
- ② カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進する。
- ③ 自然エネルギーを活用した小型風力及び小水力発電施設等による電力活用を推進する。
- ④ 再生可能エネルギー導入に向けた調査や研究を推進する。
- ⑤ 再生可能エネルギー導入を図る集落等を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	小水力発電事業可能性調査補助 (小水力発電事業可能性調査を支援する) 高原の宿氷太くんの木質チップボイラー稼働補助	糸白見実行委員会 指定管理者	

		(再生可能エネルギーへの変換と木質バイオマスの利用を推進する)		
--	--	---------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域の持続的発展に必要となる公共施設等に関する事業については、各施設の現況を踏まえ、若桜町公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、個別施設計画に基づき、公共施設等に関する整備・維持管理を適切に実施する。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化	間伐材搬出補助金 (若桜町産材の有効活用を推進する) 特産品の研究・販路開拓 (商工業者及び農林業者の所得向上とまちの活性化を図る)	森林組合他 町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	光ケーブル網・情報通信機器等維持管理 (災害・行政情報や住民サービスの向上を図るために活用する光ケーブル網等の適正な維持管理を行い、安心・安全なまちづくりを構築する)	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	若桜鉄道の軌道等保守・維持管理 (地域住民の重要な交通手段を担う鉄道の安全運行を図るもの)	若桜鉄道	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	保育料無償化モデル事業 (子どもを育てやすい環境を整備し、地域活力の創出を図るもの) 子育て支援給付金事業 (0歳児の家庭での子育てを支援する) 三世代居住支援事業	町 町 町	

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 民間病院	(若者世代の町外への流出に歯止め をかけ、高齢者世帯の解消を図る) 出産祝い金支給事業 (出生数の向上を図るもの)	町	
		医療機器等導入事業 運営費助成事業	町 町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 高等学校	通学対策 (就学機会の確保と子育て世帯の経 済的負担の軽減を図る)	町	
		(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポー ツ	町	
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	スキー場リフト助成事業 (地域資源を活かし、冬期間の子ど も達の活動を促進する)	町	
		伝統的建造物群保存地区保存整備事 業 (地域住民と連携したまちなみ保存 の取り組みを進める) 指定文化財保存活用事業 (町内に有する文化財の保存活用 と、情報発信に努める)	町 町	
11 再生可能エネル ギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	小水力発電事業可能性調査補助 (小水力発電事業可能性調査を支援 する) 高原の宿氷太くんの木質チップボイ ラー稼働補助 (再生可能エネルギーへの変換と木 質バイオマスの利用を推進する)	糸白見実行委員会 指定管理者	